

郡上市公共施設における地元産木材の利用促進に関する指針

(平成 17 年 12 月 1 日適用 最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 この指針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県が定めた公共施設等における県産材利用推進方針（平成 29 年 4 月 1 日適用）に即して、法第 9 条第 1 項に掲げる必要な事項を定め、多くの市民が身近に接する市有施設等において、間伐材をはじめとする地元産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に暖かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供し、併せて循環型社会の構築や地球温暖化の防止、災害に強い森林づくり、林業・木材産業の振興などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設、庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう（大規模改修を含む）。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る公共土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「地元産木材」とは、郡上市内の森林から生産された木材とし、原則として郡上市内で流通する木材とする。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第 3 市は、法第 4 条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事等における地元産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第 4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努めるものとし、これ以外の施設であっても木造化・木質化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などの制限により、木造化・木質化することが困難な施設
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化・木質化することが困難な施設

(3) その他、木造化・木質化することに困難な理由があるもの

- 2 木造化が困難な施設や、改修を行う施設においては、積極的に内装の木質化に努める。
- 3 木造化・木質化の実施にあたっては、原則として地元産木材を使用する。
- 4 耐火建築物とすることが求められる建築物において、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の活用にも努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等地元産木材及び木製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品には、地元産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第7 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(PR及び普及)

- 第8 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。
- 2 市は、木に触れる活動を通じて木に親しむ「木育」の取り組みなどを積極的に行い、間伐材等地元産木材の利用促進のための普及啓発に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

- 第9 市は、森林所有者や林業事業体、その他木材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業生産性の向上を図り、公共建築物等における木材の適切な供給確保に努める。
- 2 公共建築物等における木材利用を効果的に推進するため、庁内関係部署からなる連絡会議を組織し、木造公共施設に関連する各種補助制度の情報共有や木材利用に関する実施状況等を検証し、円滑な連絡調整等を行う。

(コスト縮減への留意)

第10 この指針の運用にあたっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第11 この指針は、平成17年12月1日から適用する。